第1 監査の請求

1 大阪府職員措置請求書の提出

平成27年7月2日

なお、請求の対象とする大阪府の財務会計行為等及びその違法性・不当性について、平成27年7月 16 日付けで請求人に対し大阪府職員措置請求書(以下「請求書」という。)の補正を求めたところ、 同年8月12日に、請求人から「大阪府職員措置請求書の補正について(回答)」と題する書面(以下 「補正書」という。)の提出があった。

2 請求人

略

3 請求の要旨

請求書、補正書及び事実証明書の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1)請求対象職員

大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進グループ職員(以下「魅力推進グループ職員」という。)

(2) 請求対象行為

大阪府は、堺市・羽曳野市・藤井寺市とともに百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議(以下「本部会議」という。)を構成し、百舌鳥・古市古墳群の国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)世界文化遺産への登録実現を目指した活動を行っている。

本部会議が主催し、平成 26 年 11 月 24 日に開催された「第4回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際シンポジウム」、並びにそれに付随して同月 22 日及び同月 23 日に開催された「国際専門家会議」に、岡田保良氏、和田晴吾氏及び稲葉信子氏(以下「請求書記載の3名」という。)が出席した。

第4回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際シンポジウムの開催に係る経費について、魅力推進グループ職員は、請求書記載の3名に対し謝礼として大阪府の公金205,000円を支出した。 なお、岡田保良氏に対する謝礼については、平成26年11月22日に開催された国際専門家会議に係る9,600円及び同月24日に開催された国際専門家会議に係る9,600円及び同月24日に開催された国際シンポジウムに係る56,000円の合計75,200円、和田晴吾氏に対する謝礼については、同月22日に開催された国際専門家会議に係る9,600円及び同月24日に開催された国際専門家会議に係る9,600円及び同月24日に開催された国際シンポジウムに係る56,000円の合計75,200円、稲葉信子氏に対する謝礼については、同月23日に開催された国際専門家会議に係る9,600円及び同月24日に開催された国際シンポジウムに係る45,000円の合計54,600円である(以下、平成26年11月22日及び同月23日に開催された国際専門家会議並びに同月24日に開催された国際シンポジウムの開催に係る請求書記載の3名に対する謝礼を「本件謝礼」という。)。

(3) 行為の違法性・不当性

ア 文化審議会は、文部科学省設置法第29条及び第30条の規定に基づき、文部科学大臣又は文化 庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部 科学大臣等に意見を述べるものとして、文化庁に設置されている。

また、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会は、文化審議会令及び文化審議会運営規則に基づき、ユネスコ世界遺産委員会が作成する世界遺産一覧表に記載されることが適当と思われる我が国領域内に存在する資産の候補(以下「世界文化遺産推薦候補」という。)の選定に関する事項等を調査審議するものとして設置され、上記事項については世界文化遺産・無形文化遺産部会の議決をもって文化審議会の議決とするものとされている。

また、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会は、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会運営規則に基づき、世界文化遺産推薦候補の選定に関する事項等を調査審議するものとして設置されている。

また、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会推薦候補選定小委員会は、「文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会推薦候補選定小委員会の設置について」(平成26年4月25日文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会決定)により、世界文化遺産推薦候補を選定するに際し、2年以内の推薦を地方公共団体が希望する暫定一覧表掲載案件のうち、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会が決定した案件について、当該案件を有する地方公共団体から意見聴取を行い、当該意見聴取結果を踏まえて推薦準備状況の審議を行うものとされている。

イ 岡田保良氏は、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会及び文化 審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会推薦 あり、和田晴吾氏は、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会推薦 候補選定小委員会の委員であり、稲葉信子氏は、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会、 文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会及び文化審議会世界文化遺 産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会推薦候補選定小委員会の委員である。請求書記載 の3名は、前記アの各機関において公平・公正な立場から世界文化遺産推薦候補の選定に当たる べき公職者であり、世界文化遺産登録候補を選定する権限を有している。百舌鳥・古市古墳群の 世界文化遺産推薦候補への選定を求める大阪府が、これら公職者に対しシンポジウム登壇者への 起用・謝礼の支払といった利益供与を行うことは、公平・公正な世界文化遺産推薦候補選定を歪 め、不当な手段で、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産推薦候補への選定を図る行為である。

本件謝礼の支出については、世界文化遺産登録候補選定過程に不明朗な手心の介在を生じさせる危険性を持つとともに、一般への広報・啓発を目的とするシンポジウムの開催趣旨を逸脱する

不当な公金支出に当たる。

(4) 行為の結果により大阪府に生じている損害 不当に支出された 205,000 円

(5) 請求する措置

魅力推進グループ職員が連帯して、本件謝礼として支出された 205,000 円を大阪府に返還するよう、知事に勧告することを求める。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件謝礼の支出は、不当な公金の支出に該当するか。

2 監査対象部局

大阪府府民文化部

3 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定により請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、 平成27年8月27日に、請求人から、陳述の実施を希望しない旨の書面とともに、陳述書の提出があった。この陳述書の要旨は、次のとおりである。

(1) 背景

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約にみるとおり、本来「世界遺産」とは、文化及び自然遺産の破壊・損傷を防ぐための国際的保護を主旨とする制度である。しかるに、我が国では、こうした本来の主旨よりも、国宝・史跡などの国内制度より格上の世界的格付けといった認識の下、国内外の世界遺産を取り上げるメディアの企画の好評、世界遺産に登録された物件に多くの観光客が殺到する現象等もあり、観光資源に対する世界的お墨付きという理解が一般化し、外国から評価されることを無上の喜びとする国民性もあいまって、国内各地域からの世界遺産登録ラッシュ・立候補ラッシュを招来した。

また、国宝・重要文化財等が文化庁文化審議会による一方的(自薦によらない)指定であるのに対し、世界遺産の国内候補は、当該物件が所在する地方公共団体の自薦するものから選定されるため、著名な文化・自然資産を擁する全国の地方公共団体が、「〇〇の世界遺産登録」を行政方針として掲げることとなった。

(2) 国内選考の重要性

平成27年7月5日、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」がユネスコ世界遺産委員会での審議を経て、世界文化遺産に登録されたが、過去に日本政府がユネスコに推薦した世界文化遺産の登録候補は、現時点での唯一の例外「武家の古都・鎌倉」を除き、多少の曲折はあるにせよ登録に至っている。

曲折があったものとしては、「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、ユネスコの諮問機関・国際記念物遺跡会議(以下「イコモス」という。)から「記載延期」勧告を受けたが、日本政府の巻き返し工作が功を奏して世界遺産委員会での逆転登録を果たし、「平泉―浄土思想を基調とする文化的景観」は、イコモスの「記載延期」勧告を世界遺産委員会でも逆転できなかったものの、3年後に「平泉―仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群―」として推薦し直した上で、登録を実現している。

日本政府が世界文化遺産候補として推薦したものとしては唯一イコモスから「不記載」勧告を受けた「武家の古都・鎌倉」は、世界遺産委員会で「不記載」が決議されると二度と推薦できなくなることから、その前に推薦を取り下げ、現在も再推薦に向けて準備を進めている。

このように、世界文化遺産への登録を実現するためには、日本政府が1年に1件ずつユネスコに 推薦する登録候補に、国内での審査で選ばれることが最も決定的であるといえ、多くの国内候補が 政府推薦候補の座を巡って競い合っていることから、最も難関であるともいえる。

現在、日本国内で世界文化遺産候補とされる「国内暫定リスト」には、10件が記載されている。 このうち「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」及び「国立西洋美術館・本館」については、既に ユネスコへの推薦が行われている。また、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」は、平成27年7月28日の 文化審議会においてユネスコへの推薦が新たに決定した。「百舌鳥・古市古墳群」を含む残り7件 が、1年に1件の政府推薦候補を目指して競っているのである。

(3) 国内選考を行う公職者

日本政府がユネスコに推薦する世界文化遺産登録候補は、文化庁によって選定されるが、実際の審査は、文部科学大臣及び文化庁長官の諮問機関である文化審議会の世界文化遺産・無形文化遺産部会で行われる。

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会内には世界文化遺産特別委員会が置かれ、更にその中に推薦候補選定小委員会が置かれている。こうした場に集う大学教授等の有識者・専門家が、学術的・専門的かつ公正・中立な立場から審議を行い、ユネスコへの推薦候補を選考することとされており、直近では、平成27年7月28日の文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会において、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」を平成29年度の世界文化遺産登録を目指す政府推薦候補として決定している。請求書記載の3名は、これら公的機関に委員として名を連ねる公

職者である。

(4) 公正な選考を歪める利益供与

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会運営規則第4条第2項に「委員及び臨時委員は、世界遺産条約第11条1に基づき世界遺産暫定一覧表に記載すべき資産の候補、世界遺産条約第11条2に基づきユネスコ世界遺産委員会が作成する『世界遺産一覧表』に記載されることが適当と思われる資産の候補、及び無形文化遺産保護条約第16条1に基づき人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない」とあるとおり、世界文化遺産国内候補の選定に当たって各委員は、個別の案件及び案件を自薦する地方公共団体との利害関係に基づく審議行動をとることのないよう強く要請されている。本件謝礼として205,000円を支出した大阪府の財務会計行為は、期待される公正・中立な世界文化遺産国内候補選考を歪める利益供与にほかならない。

4 監査対象部局の陳述

監査対象部局である大阪府府民文化部から、平成27年9月2日付け魅推第1205号で大阪府府民文 化部都市魅力創造局長名により、陳述書が提出された。その要旨は、次のとおりである。

(1) 本部会議について

本部会議は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への登録を実現することにより、百舌鳥・古市古墳群の保存・継承を図るとともに、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進するため、大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市が、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に必要な事項について協議し、一体となって取組を行うことを目的とし、世界文化遺産の登録推薦書(案)の作成及びそのために必要な事業、百舌鳥・古市古墳群に係る情報の内外への発信のために必要な事業等を行っている。

本部会議は大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市をもって構成し、本部会議の運営及び事業に要する経費は、分担金及びその他の収入をもって充てている。分担金は大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市が共同で負担するものとし、その負担割合は、大阪府8分の3、堺市8分の3、羽曳野市8分の1、藤井寺市8分の1としている。

(2) 大阪府の平成26年度における本部会議に係る経費の支出について

大阪府は、本部会議の平成 26 年度における事業計画及び予算を確認して、平成 26 年 4 月 28 日に平成 26 年度百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議分担金として 6,248,000 円を支出した。

なお、大阪府は、上記の分担金について、本部会議の平成 26 年度における決算を確認して、平成 27 年 5 月 13 日に返戻金として 78,859 円を戻入した。

(3) 本件謝礼として支出された 205,000 円について

ア 本部会議の第4回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際専門家会議・国際シンポジウム開催に係る経費の支出について

本部会議は、その平成 26 年度における事業計画に基づき、平成 26 年 11 月 22 日及び同月 23 日に国際専門家会議を開催し、同月 24 日に国際シンポジウムを開催した。この国際専門家会議及び国際シンポジウムの開催に関し、本部会議は、本件謝礼として合計 205,000 円を支出した。この支出については、本部会議の会計において、本部会議の平成 26 年度予算として、当該経費の支出が行われたものであり、大阪府が直接支出したものではない。

なお、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議規約(以下「本部会議規約」という。) 第12条において「本部会議の出納事務は、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課に おいて処理する」と定められていることから、本部会議の事務局として、大阪府府民文化部都市 魅力創造局魅力づくり推進課の職員が、上記の経費の支出を行ったものである。

イ 国際専門家会議及び国際シンポジウムの出席者の選任について

本部会議は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けて、広く有識者から専門的な意見を聴くために、歴史、文化財、観光、まちづくり等について優れた識見を有する委員で構成された百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議を置いている。

国際専門家会議については、百舌鳥・古市古墳群の普遍的価値や資産の保護・管理等について、国際的な視野から国内外の世界遺産・考古学等の専門家による意見交換を実施するため、開催したものである。この会議の出席者については、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議委員のうち当該会議への出席が可能であった、白石太一郎氏(大阪府立近つ飛鳥博物館館長)、岡田保良氏(国士舘大学イラク古代文化研究所長)、宗田好史氏(京都府立大学教授)、加藤晃規氏(関西学院大学教授)、和田晴吾氏(立命館大学特任教授)及び福永伸哉氏(大阪大学大学院教授)、海外の専門家である呂舟氏(中国 精華大学教授)、国内の専門家である稲葉信子氏(筑波大学大学院教授)並びに関係省庁職員を選任したものである。

国際シンポジウムについては、百舌鳥・古市古墳群の価値と保存・継承の重要性について、地元住民や府民、国民に理解を深めていただき、保全等に関して具体的な活動を行ってもらえるよう、国内外の専門家による講演や議論を行うため、開催したものである。このシンポジウムの出席者については、世界文化遺産登録に精通している有識者、考古学の専門家等のうちから、次のとおり開催趣旨に合った最適な者を選任したものである。

基調講演 岡田保良氏(国士舘大学イラク古代文化研究所長)

講演 和田晴吾氏(立命館大学文学部特任教授)

福尾正彦氏(宮内庁書陵部陵墓課陵墓調査官)

パネルディスカッション

コーディネーター 宗田好史氏(京都府立大学教授)

パネリスト 呂舟氏 (中国 清華大学教授)

稲葉信子氏 (筑波大学大学院教授)

岡田保良氏(国士舘大学イラク古代文化研究所長)

和田晴吾氏(立命館大学文学部特任教授)

福永伸哉氏 (大阪大学大学院教授)

徳田誠志氏(宮内庁書陵部陵墓課首席研究官)

したがって、第4回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際専門家会議・国際シンポジウムの出席者については、適正に選任されたものである。

ウ 本件謝礼の額について

国際専門家会議については、大阪府附属機関条例において「委員等の報酬の額は、日額9,600円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする」と定められていることから、これに準拠し、一人当たり日額9,600円としている。

国際シンポジウムについては、大阪府が作成した研修講師謝礼基準(平成5年4月1日改正。 以下「研修講師謝礼基準」という。)に準拠し、講演を行った岡田保良氏及び和田晴吾氏にあっ ては56,000円とし、パネルディスカッションに登壇した稲葉信子氏にあっては45,000円とし ている。

以上のことから、本件謝礼として支出された 205,000 円については、適正に支出されたものである。

(4) 本部会議に係る経費の支出について

本件謝礼として支出された 205,000 円については、前記のとおり、本部会議が支出したものであり、大阪府が直接支出したものではない。

大阪府は、本部会議規約に基づき、本部会議の運営及び事業に要する経費の8分の3を分担金として負担している。

本部会議が行った本件謝礼の支出については、国際専門家会議及び国際シンポジウムの出席者は適正に選任されたものであり、当該支出は、違法又は不当なものではない。

したがって、大阪府の平成 26 年度における本部会議に係る分担金の支出については、不当なものではない。

第4 監査の結果

- 1 事実関係
- (1) 本部会議について

本部会議規約には、次の記載がある。

「(目的)

第2条 本部会議は、世界に類を見ない貴重な歴史遺産である百舌鳥古墳群及び古市古墳群(以下「古墳群」という。)の世界文化遺産への登録を実現することにより、古墳群の保存・継承を図るとともに、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進するため、大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市(以下「関係地方公共団体」という。)が、古墳群の世界文化遺産登録に必要な事項について協議し、一体となって取組みを行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 本部会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 世界文化遺産の登録推薦書(案)の作成及びそのために必要な事業
- (2) 古墳群に係る情報の内外への発信のために必要な事業
- (3) 国、ユネスコ及びその他の関係機関との協議調整に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

(構成)

第4条 本部会議は、関係地方公共団体をもって構成する。

2 (略)

第5条-第9条(略)

(有識者会議)

- 第10条 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けて、広く有識者から専門的な意見を聴くために、本部会議に有識者会議を置くことができる。
- 2 有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第11条(略)

(事務局)

- 第12条 本部会議の事務を処理するため、事務局を大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり 推進課内に置く。
- 2 事務局を統括するため事務局長をおく。
- 3 事務局長は大阪府府民文化部都市魅力創造局長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部会議の出納事務は、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課において処理する。

5 前各号に規定するもののほか、事務局の構成及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に 定める。

(費用負担)

- 第13条 本部会議の運営及び事業に要する経費は、分担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 分担金は関係地方公共団体が共同で負担するものとし、その負担額及び時期は本部会議の協議により決定する。
- 3 関係地方公共団体の負担割合は、大阪府8分の3、堺市8分の3、羽曳野市8分の1、藤井 寺市8分の1とする。

第14条・第15条 (略)

(2) 大阪府の平成26年度における本部会議に係る経費の支出について

平成 26 年度百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議分担金について、これに係る経費支出伺書、支出命令伺書及び戻入調定伺書によれば、大阪府は、本部会議に対し平成 26 年4月に6,248,000 円を支出し、平成 27 年5月に返戻金として 78,859 円を戻入したことが認められる。

- (3) 本部会議の平成26年度事業における国際専門家会議及び国際シンポジウムの開催について
 - ア 第4回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際専門家会議及び国際シンポジウムについて、平成26年11月22日及び同月23日に本部会議及び文化庁が主催する国際専門家会議が開催され、同月24日に本部会議が主催するとともに文化庁が共催する国際シンポジウムが開催されたことが認められる。
 - イ 国際専門家会議の出席者については、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議委員及 び国内外の世界遺産・考古学等の専門家から選任され、国際シンポジウムの出席者については、 世界文化遺産登録に精通している有識者、考古学の専門家等のうちから選任されていることが認 められる。
 - ウ 本部会議の平成 26 年度事業計画には、国際専門家会議の開催については、「百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値や資産の保護・管理等について、国際的な視野から国内外の世界遺産・考古学等の専門家による意見交換を実施し、その内容を推薦書及び資産の包括的保存管理計画の作成に活かす。」との記載があり、国際シンポジウムの開催については、「百舌鳥・古市古墳群の価値と保存・継承の重要性について、地元住民や府民、国民に理解を深めていただき、保全等に関して具体的な活動を行ってもらえるよう、国内外の専門家による講演や議論を行うシンポジウムを開催する。」との記載がある。
 - エ 本部会議の平成26年度事業報告には、国際専門家会議の開催について、次の記載がある。
 - 「第4回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際専門家会議の開催 文化庁や専門家、推薦書作成検討委員会において指摘のあった諸課題について国際的な観点か

ら議論し、解決策を導くために開催した。

日時	11月22日(土)、23日(日)			
場所	大阪府庁咲洲庁舎 迎賓会議室			
出席者	〈海外の専門家〉			
	・呂 舟氏 中国 清華大学教授			
	〈国内の専門家〉			
	・稲葉 信子氏 筑波大学大学院教授			
	〈百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議委員〉			
	・白石 太一郎氏 大阪府立近つ飛鳥博物館館長			
	・岡田 保良氏 国士舘大学イラク古代文化研究所長			
	・宗田 好史氏 京都府立大学教授			
	・加藤 晃規氏 関西学院大学教授			
	・和田 晴吾氏 立命館大学特任教授			
	・福永 伸哉氏 大阪大学大学院教授			
	〈関係省庁職員〉			
	・宮内庁 3名			
	・文化庁 4名			
内容	11月22日(土)			
	資産の内容、歴史と発展について			
	11月23日(日)			
	評価基準の適用、真実性・完全性、比較分析について			

オ 本部会議の平成26年度事業報告には、国際シンポジウムの開催について、次の記載がある。

「 第4回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際シンポジウム

日時	11 月24 日(振替休日)12時30分~16時50分			
場所	四天王寺大学大講堂 (羽曳野市)			
参加者数	580 名			
内容	①国際専門家会議の報告			
	②基調講演 「私たちの百舌鳥・古市古墳群―世界遺産の観点から」			
	岡田 保良氏 国士舘大学イラク古代文化研究所長			
	③講 演 「考古学からみた百舌鳥・古市古墳群」			
	和田 晴吾氏 立命館大学文学部特任教授			

	④講 演 「陵墓の管理と治定の変遷」				
	福尾 正彦氏 宮内庁書陵部陵墓課陵墓調査官				
	⑤パネルディスカッション 「改めて考える百舌鳥・古市古墳群の価値と世界遺産」				
	コーディネーター:宗田 好史氏 京都府立大学教授				
	パネリスト : 呂 舟氏 中国 清華大学教授				
	稲葉 信子氏 筑波大学大学院教授				
	岡田 保良氏 国士舘大学イラク古代文化研究所長				
	和田 晴吾氏 立命館大学文学部特任教授				
	福永 伸哉氏 大阪大学大学院教授				
	徳田 誠志氏 宮内庁書陵部陵墓課首席研究官				
広報	・大阪府公式Facebook				
	・イオン(府内4店舗)、ローソン(府内82店舗)においてチラシ配架・楽天府庁タイアップサイト「まち楽」				

(4) 本件謝礼について

ア 本部会議の「第4回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際専門家会議・国際シンポジウム開催に係る経費の支出について」と題する文書によれば、本部会議は、岡田保良氏に対する謝礼として、平成26年11月22日に開催された国際専門家会議に係る9,600円、同月23日に開催された国際専門家会議に係る9,600円、同月23日に開催された国際専門家会議に係る9,600円の合計75,200円、和田晴吾氏に対する謝礼として、同月22日に開催された国際専門家会議に係る9,600円及び同月24日に開催された国際シンポジウムに係る56,000円の合計75,200円、稲葉信子氏に対する謝礼として、同月23日に開催された国際シンポジウムに係る56,000円の合計75,200円、稲葉信子氏に対する謝礼として、同月23日に開催された国際専門家会議に係る9,600円及び同月24日に開催された国際シンポジウムに係る45,000円の合計54,600円を支出したことが認められる。

上記の文書には、「第4回国際専門家会議・国際シンポジウムの謝礼について」と題する書面が添付されている。この書面には、国際専門家会議に関し、国内専門家・有識者会議委員について、「『大阪府附属機関条例』により、1人あたり9,600円とする。」との記載があり、国際シンポジウムに関し、講演者について、「『研修講師謝礼基準』の講演A区分を適用し、56,000円とする。」との記載、及びパネルディスカッション登壇者について、「『研修講師謝礼基準』の講演C区分を適用し、9,000円(時間単価)とする。⇒9,000円×5時間=45,000円」との記載がある。

イ 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議規程第2条第2項には、「委員は、歴史、文化

財、観光、まちづくり等について優れた識見を有する者のうちから、百舌鳥・古市古墳群世界文 化遺産登録推進本部会議(以下「本部会議」という。」)の本部長が本部会議に諮って選任する。」 との記載がある。

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議委員名簿によれば、岡田保良氏及び和田晴吾 氏については、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議の委員であることが認められる。

- ウ 大阪府附属機関条例第3条第1項においては、大阪府が設置する執行機関の附属機関について、 委員その他の構成員の報酬の額は、日額9,600円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする旨定められている。
- エ 研修講師謝礼基準には、次の記載がある。

「① 謝礼

平成5年4月1日改正

区分	職	講義(円)	講演(円)
		〔1時間当たり〕	〔1回当たり〕
A	大学学長	11, 000	56, 000
В	弁護士、評論家、コンサルタント	8, 500~11, 000	45, 000~56, 000
	会社団体の長		
С	大学教授	9, 000	56, 000
	国官庁局・部長級		
D	大学助教授、国官庁課長級	8, 500	45, 000
	他府県部局長級、会社団体の役員		
Е	大学講師、国官庁課長代理級	7, 000	34,000
	他府県課長級、会社団体の上級管理職		
F	大学助手、高校教諭、国官庁係長級	5, 000	22, 000
	他府県課長補佐級、会社団体のその他職員		

2 判断

(1) 本部会議は、前記1 (1) のとおり、大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市をもって構成され、 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への登録の実現等を目的とし、世界文化遺産の登録推薦書(案) の作成及びそのために必要な事業等を行っていることが認められる。

前記1 (3) 及び(4) のとおり、世界遺産・考古学等の専門家による意見交換、講演等を行うため、平成26年11月22日及び同月23日に本部会議及び文化庁が主催する国際専門家会議が開催され、同月24日に本部会議が主催するとともに文化庁が共催する国際シンポジウムが開催されている。本部会議は、国際専門家会議については呂舟氏ほか7名の専門家を、国際シンポジウムについ

12

ては岡田保良氏ほか7名の専門家を、意見交換等を行う出席者として選任し、これらの者に対し大阪府附属機関条例及び研修講師謝礼基準に準拠して謝礼の額を定め、請求書記載の3名に対し謝礼として205,000円を支出したことが認められる。

(2) 本部会議に係る経費について、前記1 (1) 及び(2) のとおり、大阪府は、本部会議規約に基づき、本部会議の運営及び事業に要する経費の8分の3を分担金として負担することとしており、平成26年4月に本部会議に対し、平成26年度百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議分担金として6,248,000円を支出したことが認められる。

このことからすると、本件謝礼には、大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市をもって構成された本部会議が行う事業に要する経費として、大阪府が本部会議に対して支払った分担金の一部が充てられていることが認められる。

このように、本件謝礼の支出については、本部会議の会計において本部会議の管理に属する現金 等の出納事務として処理されたものであり、大阪府が直接支出したものではなく、大阪府の会計に おける公金の支出として支払われたものとは認められない。

(3) 請求書記載の3名については、前記1 (3) 及び(4) のとおり、岡田保良氏及び和田晴吾氏は百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議の委員であり、稲葉信子氏は筑波大学大学院教授であり、いずれも世界遺産・考古学等の専門家として、国際専門家会議及び国際シンポジウムの出席者に選任されていることが認められる。

また、本件謝礼については、他の出席者と同様に大阪府附属機関条例及び研修講師謝礼基準に準拠して、その額が定められて支出されたものであることが認められる。

これらのことからすると、本部会議が、請求書記載の3名を国際専門家会議及び国際シンポジウムの出席者に選任し、本件謝礼を支出したことは、国際専門家会議及び国際シンポジウムの開催の趣旨を逸脱するものでも、世界文化遺産国内候補選考を歪める利益供与に当たるものでもなく、違法又は不当なものであるとは認められない。

(4) 本部会議が行った本件謝礼の支出については、前記(3)のとおり、違法又は不当なものであるとは認められないので、大阪府の平成26年度における本部会議に係る経費の支出が不当な公金の支出に該当するものとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件謝礼の支出は不当なものであるという請求人の主張には理由がない。 よって、請求人の請求を棄却する。